

**研究開発成果を活用した事業創造の手法としての
カーブアウトの戦略的活用に係る研究会
(第6回)
事務局説明資料**

令和6年4月
産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課

第5回研究会の振り返り

● 議論における主なポイント。

- 「スタートアップ創出型カーブアウト」の意義について、事業成果の最速化・最大化、価値の顕在化、人材の循環、スピード感の向上、公費が投入された研究開発成果の積極的な事業化、イノベーションのジレンマの解消、研究へのフィードバック、レピュテーションへの効果、ポートフォリオとしての経済的利益の獲得などの要素を含めて、経済的なメリット・成功率の向上・社会的な意義という3点からストーリー化してはどうか。
- 「スタートアップ創出型カーブアウト」の対象となる技術について、「起業家主導型」を主たる対象に議論することを明示し、要素としては、レピュテーションリスクや事業リスクなどの観点も加えてはどうか。
- とくに対応すべき点を明らかにする観点から、大学からのスタートアップ創出と事業会社からのスタートアップ創出とを比較した時の差分（コストの性質、人材、VC等の関わり方など）をコンテンツとして含めるべきではないか。
- カーブアウトにより人材の価値が上がることをデータや事例などで示すことができないか。
- ヒト・モノ・カネの各論点の調整における基本的な考え方として、企業価値の最大化、スタートアップの成功確率を高めるライセンス条件とすること、資本政策などに介入しない（元の事業会社は大きな手間をかける必要がない）ことなどを盛り込めないか。また、起業家主導型カーブアウトにおけるVenture Financeableな状態をテンプレートとして示すほか、資金調達を実行するタイミングなどその他の投資実務における標準的な対応を示せないか。
- 起業家に対する留意事項として、チーム形成の重要性、成し遂げたいことの言語化、カーブアウトのプロセスの適正な進行、元の事業会社との円満なリレーションの維持、合意事項の書面化、などの要素が必要ではないか。
- カーブアウトを進める上での特定の部署への権限移譲について、テンプレートや権限移譲の事例のほか、オープンイノベーションの担当部署が複数の部署にまたがって調整を実施すべきというメッセージを含められないか。
- 他に考えられる政策措置として、大企業版のTLO、スタートアップ創出型カーブアウトに適した税制や連結会計基準の在り方の検討などが考えられないか。
- 「失敗のつまづき」について、事業会社側・起業家側ともに10程度揃えてはどうか。

本日も議論いただきたい事項

- 本日は、以下の点についてご議論いただきたい。

1. 「カーブアウトによるスタートアップ創出を進めるべき意義」及び「起業家主導型カーブアウトの基本思想」について、過不足がないか。
2. 「起業家主導型カーブアウトへのアプローチ（事業会社編・起業家編）」について、過不足がないか。
3. 「起業家主導型カーブアウト」のフロー及びストラクチャーについて、事実誤認や過不足がないか。
4. 「起業家主導型カーブアウトの実践に向けた事業会社のあるべき姿」、「起業家主導型カーブアウト10のつまづき（事業会社側及び起業家側）」及び「事例集」について、ご意見をいただきたい。
5. 政策提言や今後のステップについて、ご意見をいただきたい。